

休日と休暇の違いについて

休日と休暇は同じじゃないの？

みなさんは、休みには休日と休暇があるのをご存知ですか？

労働義務のない日として設定されるのが「休日」であるのに対し、「**休暇**」とは、**労働日であるにもかかわらず労働者の申請により労働義務が免除される日**、という違いがあります。

JR九州では、「休日等」として公休日、特別休日、調整休日及びこれらの代休を言います。公休日は特定の4週間で4日、特別休日は年間57日として、企画部門勤務者（本社等）は土曜日と国民の休日等指定された日、フロント部門では、乗務員は1カ月間で公休日と特別休日の合計が7日以上、乗務員以外は1カ月に合計8日以上となります。

調整休日は就業規則66条の2で適用される場合が記載されていますが、発生の翌日から起算して60日以内に付与となります。代休は、労働時間外又は休日等に臨時に勤務をさせた者の労働時間が、7時間程度（実際の運用にあたっては6時間以上）に達した場合には、代休を与えることとし、代休を与える場合は、その翌日から起算して60日以内に付与する。となっています。

休暇は有効に使いましょ

休暇には有給休暇と無給休暇があり、有給休暇として日頃使用しているのは年次有給休暇（年休）だと思います。付与の条件がありますが、**基本的に労働者が申請した場合は、会社は付与しなければいけません**。年休には有効期間があり、付与期日から2年間となります。ただ、失効する年休のうち5日を積み立て保存休暇として積み立てます。累計は40日が限度となります。積休の使用事由は就業規則77条の4に記載されています。

有給休暇には会社が78条に該当する場合で認めた場合に付与されるものがあり、代表的なものに忌引・結婚・裁判員制度などがあります。※ 若い力「第39号参照」
無給休暇は79条に記載されていて、労災・産休などがあります。**いいパフォーマンスする為には休む事は大事です**。遠慮せず、利用出来る制度は利用しましょう。

「無給」休暇もあったんだ…普段使わないから、全然知らなかった。



職場での学習会があれば、とても助かるんだけど…



若い力

第 97 号

2018年 7月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515